

## アゼリーアネックス 運営規程

社会福祉法人江寿会

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人江寿会が開設するアゼリーアネックス（以下「事業所」という）にて行う（短期利用）特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理規定を定め、地域に役立つ事業を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、（短期利用）特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定（短期利用）特定施設入所者生活介護の提供を受ける入所者（以下「利用者」という）が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。また、事業所は、安定的且つ継続的な事業運営に努めるものとする。

### (事業所の名称・居室数・定員)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び居室数は、次のとおりとする。

1. 名称 アゼリーアネックス
2. 所在地 江戸川区大杉2-10-16
3. 居室数 90室 定員 90人（特定施設入居者生活介護）  
9人（短期利用特定施設入居者生活介護）

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者（施設長） 1名  
管理者（施設長）は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 計画作成担当者 1名以上  
計画作成担当者は、適切な方法により利用者についてその有する能力そのおかれてい  
る環境等の評価を通じて問題点を明らかにする。

3. 生活相談員 1名以上  
利用者及びご家族からの相談、利用者の処遇の企画及び実施に関することに従事する。
4. 機能訓練指導員 1名以上  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
5. 看護職員 3名以上  
利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
6. 介護職員 39名以上  
利用者の入浴、食事、排泄等の介助及び援助を行う。
7. 栄養士 1名以上  
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。
8. 事務職員 1名以上  
庶務及び会計業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 無休とする。
2. 営業時間 24時間対応
3. 電話等にも常時職員が勤務しており、24時間常時連絡が可能な体制とする。

((短期利用) 特定施設入居者生活介護内容及び利用料等)

第6条 (短期利用) 特定施設入居者生活介護の内容は次の通りとする。尚、(短期利用) 特定施設入居者生活介護を受けている利用者については、その他の居宅サービスに係る介護給付費は算定しない。

- ・ 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- ・ 当該(短期利用) 特定施設入居者生活介護の内容及び費用は、別添重要事項説明書のとおりとする。

(法定代理受領同意)

第7条 アゼリーアネックスにて「(短期利用) 特定施設入所者生活介護」の介護保険給付のサービスを希望する利用者と、同意書を結ぶものとする。

(その他の費用徴収について)

## 第8条 別添重要事項説明書のとおり

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師、生活相談員等は、介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 火災等非常災害に関しては消防計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第11条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、定期的に研修及び訓練を行う。

(苦情処理の対応)

第12条 相談苦情に対して窓口として相談担当者を設置。苦情があった場合は、ただちに相手方と連絡を取り、直接伺うなどして詳しく内容を確認し改善を速やかに実施する。担当者が不在の時には必ず引き継ぐものとする。

利用時間 9：00～17：00

電話番号 03-5607-6550

(身体的拘束等)

## 第13条

1. 当事業所は、利用者に対するサービス提供に当たり、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」）を行わない

2. 事業所は、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
3. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。
  - I. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - II. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - III. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

（虐待の防止）

- 第14条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- I. 事業所における虐待の防止のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - II. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
  - III. 事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。
  - IV. 上記の措置を適切に実施するための責任者を設置する。

（秘密保持等）

第15条

1. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（記録の整備）

- 第16条 当事業所は利用者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存する。
1. 利用者に提供するサービスに関する計画
  2. 提供した具体的なサービスの内容の記録

3. 身体的拘束等を行った場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
4. 利用者からの苦情の内容等の記録
5. 利用者の事故及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての留意事項)

第17条 当事業所は、介護職員、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のように設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
2. 継続研修 年1回

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人江寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成19年3月1日から施行する。

|    |     |     |     |    |
|----|-----|-----|-----|----|
| 平成 | 19年 | 3月  | 1日  | 施行 |
| 平成 | 25年 | 11月 | 1日  | 改正 |
| 平成 | 26年 | 3月  | 18日 | 改正 |
| 令和 | 6年  | 4月  | 1日  | 改正 |